

生活保護法の一部を改正する法律案要綱

一 被保護者は、二及び被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を遵守すること。

(第六十条第一項及び第三項関係)

二 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となつてはならないこと。

(第六十条第二項関係)

三 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(附則関係)

◎生活保護法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活上の義務）</p> <p>第六十条 被保護者は、次項の規定及び勝馬投票券購入禁止規定等を遵守するほか、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 被保護者は、<u>ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）</u>第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となつてはならない。</p> <p>3 第一項に規定する勝馬投票券購入禁止規定等とは、次に掲げる規定をいう。</p> <p>一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第二十八条の二、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第九条の二、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十三条の二及びモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十二</p>	<p>（生活上の義務）</p> <p>第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

条の二

二 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第八項及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第九条の二